改め、同表備考第三号の表中「第三十号」を「第三十号の二」に、「第三十七号、第四十二号」を「第三十号の三、第三十七号、第四十二号」に改め、

第三十七号、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第三十号の五、第三十七号及び第五十号	二十七万円

を

第十七号の二、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万円
第十七号の三、第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第十七号の四、第二十二号及び第二十六号	二十七万円
第十七号の五、第二十七号	二十七万円

に

改める。

別表第二第十七号中「試験」の下に「（次号から第十七号の五までに掲げる試験を除く。）」を加え、同号の次に次の五号を加える。

十七の二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の三　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の四　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円

別表第二第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円

別表第二第二十二号中「側面衝突時」を「自動車との側面衝突時」に改め、同表第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	二十七万円

別表第二第八十八号の次に次の一号を加える。

八十八の二　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円

別表第二第八十九号中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項本文」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八十九の二　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	三十五万二千円

別表第二備考第三号の表中

第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第二十二号及び第二十六号	二十七万円

を

第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第二十二号及び第二十六号	二十七万円

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年六月十八日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第十七条第三項の改正規定、第三条の規定及び第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第二の改正規定（別表第二第十七号の次に五号を加える部分（第十七号の六に係る部分に限る。）は、平成二十八年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一、第五号の十二、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十三、第五号の十四、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧装置型式指定規則第五条第一項の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、平成三十三年八月三十一日までは、新装置型式指定規則第五条第一項の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

告　示

○国土交通省告示第八百二十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第3条まで、第5条」を「第5条まで」に改める。

第二条第一項第十七号を次のように改める。

十七　「運転者異常時対応システム」とは、運転者が体調の急変等により自動車を正常に運転することが困難な状態に陥った場合において、その状態を検知するとともに、これを報知し、かつ、当該自動車を緊急に停車させるために当該自動車を自動的に制御するシステムをいう。